

○「ゼロカーボンシティいみず」ロゴマークの使用に関する要綱

令和 7 年 8 月 1 日

告示第 2 5 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、射水市（以下「市」という。）が制定した「ゼロカーボンシティいみず」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 ロゴマークは、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティいみず」の実現を目指し、市民、事業者及び行政が一丸となり脱炭素化に取り組む機運の醸成並びにその実現に資する取組の推進を図るためのシンボルとなるものであり、制作物、媒体等において広く使用されることを目的とする。

(使用の形式)

第 3 条 ロゴマークの使用の形式は、別表のとおりとし、ロゴマークの一部のみの使用及び形、色等のデザインの変更は認めない。

(使用の基準)

第 4 条 ロゴマークは、市の推進する「ゼロカーボンシティいみず」の実現に資する取組を発信する場合に使用することができる。

(使用の申請)

第 5 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「ゼロカーボンシティいみず」ロゴマーク使用申請書（様式第 1 号）にロゴマークの使用案を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市又は市が構成員となっている組織が、市の推進する「ゼロカーボンシティいみず」の実現に向けた普及啓発を図ることを目的に使用する場

合

- (2) 市が共催又は後援する「ゼロカーボンシティいみず」の実現に向けた普及啓発を図ることを目的とした行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
- (3) 学校その他の教育機関が教育の目的で使用する場合
- (4) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が申請を要しないと認めた場合
(使用の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、「ゼロカーボンシティいみずロゴマーク」使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認をするときは、条件を付することができる。

(使用の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 「ゼロカーボンシティいみず」のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 申請者固有の商標である誤解を与えるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 別表に掲げるロゴマークの使用の形式に反するおそれがある場合
- (7) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

- (8) 市が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の利益になり、又はなるおそれのある場合
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が適当でないと認める場合
- （使用承認の変更等）

第８条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ「ゼロカーボンシティいみず」ロゴマーク使用変更申請書（様式第３号）を市長に提出し、「ゼロカーボンシティいみず」ロゴマーク使用変更承認（不承認）通知書（様式第４号）による承認を受けなければならない。

２ 使用者は、ロゴマークの使用を中止するときは、「ゼロカーボンシティいみず」ロゴマーク使用中止届出書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（改善の指示）

第９条 市長は、使用者が承認された内容によらない使用をしていると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

（使用承認の取り消し等）

第１０条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができるものとし、使用の承認の取消しを決定したときは、「ゼロカーボンシティいみず」ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第６号）により使用者に通知するものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 第７条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 使用者が第6条第2項の条件に違反したとき。

(4) 使用者が前条の改善に係る措置を速やかに講じないとき。

2 市長は、使用者が前項の規定による承認を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(商標登録等の禁止)

第12条 使用者は、ロゴマーク又はロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(使用者の責務)

第13条 使用者は、信義に従い、誠実にこの要綱の規定を履行しなければならない。

2 ロゴマークの使用に係る問題が生じた場合において、使用者は、速やかに市長へ報告するとともに、使用者の責任において対策を講ずるものとし、市は一切の責任を負わない。

(経費等の負担)

第14条 市は、ロゴマークを使用した者に対し、ロゴマークの使用に係る製造等の経費又は役務を負担しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

コンセプト	
射水市の名前の由来である「水」をモチーフに、水滴と数字の「0（ゼロ）」を融合したデザインです。水滴は、射水平野の豊かな地下水や河川の恵みを象徴し、持続可能な自然環境とのつながりを表現しています。	
A/基本タイプ（カラー・モノクロ）	B/文字大（カラー・モノクロ）
 	 
	C/日本語（カラー・モノクロ）
	 
指定色（カラー）	単色（モノクロ）
 C70%M30% R:77 G:179 B:255 C90%M50% R:26 G:128 B:255 C100%M65% R:0 G:90 B:255	 K100% R:0 G:0 B:0 K70% R:77 G:77 B:77 K45% R:141 G:141 B:141
書体	
ZERO CARBON CITY IMIZU ZERO CARBON CITY→DIN Condensed Bold IMIZU→DIN-Bold ゼロカーボンシティ いみず UDタイポス515 Std R	
使用条件	
・縦横比率を変更して使用しないこと。 ・影、3D、グラデーション等の効果をつけないこと。 ・アウトライン化加工をしないこと。 ・指定色以外の色を使わないこと。 ・背景色との関係において、著しく視認性を損なう使用は避けること。 ・回転して使用しないこと。 ・ロゴマークに別の文字を組み合わせ使用しないこと。 ・ロゴマークの周囲には一定の保護エリアを設けること。 ・ロゴマークの一部が欠けた状態で表現しないこと。	